

「横浜－4 姉妹都市提携 55 周年」を表すロゴマーク 使用取扱要綱

制 定 令和2年3月16日 国連第1431号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「横浜－4 姉妹都市提携 55 周年」を表すロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定める。

（ロゴマークの使用目的）

第2条 ロゴマークは、令和2（2020）年に横浜と4つの姉妹都市（ムンバイ市、マニラ市、オデッサ市、バンクーバー市、以下「4 姉妹都市」）が姉妹都市提携 55 周年を迎えることを記念して、以下の目的で使用するものとする。

- (1) 4 姉妹都市と横浜市との繋がりを認識する
- (2) 姉妹都市関係の新たなスタートの象徴の一つとして発信する

（使用できる者）

第3条 ロゴマークは、横浜と4 姉妹都市を中心とした、日本及び各国の友好交流・相互理解促進に寄与するイベント等について、横浜市国際局国際連携課に届出の上で使用することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 横浜（日本）及び4 姉妹都市（インド、フィリピン、ウクライナ、カナダ）の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき
- (5) 営利行為を主たる目的とするとき
- (6) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的にかんがみて不適当であると横浜市長が認めるとき

（使用の届出）

第4条 ロゴマークを使用するものは、使用届出書（様式第1号）を横浜市国際局国際連携課に提出しなければならない。但し、横浜市が共催している事業については、届出書の提出を省略することができる。

（使用上の遵守事項）

第5条 このロゴマークを使用するものは、次の事項を遵守すること。

- (1) 使用期間は、2020年12月31日までとし、それ以降は使用しないこと。
- (2) ロゴマークは別添のガイドラインに従い、配色、デザイン等を含め変更しないこと。
- (3) 使用開始に先立ち、完成物件を提出すること。

(商品等への使用)

第6条 ロゴマークを商品に使用する者は、商品化にあたり、事前に横浜市国際局国際連携課へあらかじめ相談のうえ、その承認を得るものとする。

(違反等に対する取扱)

第7条 ロゴマークを使用している者が、この要綱に違反したときは、横浜市は、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

(損害賠償)

第8条 横浜市は、ロゴマークを使用したことに起因する損害について一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、その全ての責任を負うものとし、誠実にこれを処理するものとする。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により、横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

(所管)

第9条 当要綱に関する事務は、横浜市国際局国際連携課が所管する。

(附則)

この要綱は、令和2年3月16日から施行する。